

## 神奈川県生涯学習審議会 関係法令

### 目次

○ 附属機関の設置に関する条例	P. 1
○ 神奈川県生涯学習審議会条例	P. 1
○ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	P. 3
○ 神奈川県情報公開条例	P. 4
○ 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱	P. 5
○ 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の運用について	P. 11

### ○附属機関の設置に関する条例

(昭和 28 年 3 月 28 日 条例第 5 号) (抜粋)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

**第 2 条** 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
教育委員会	神奈川県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、 <u>生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項につき教育委員会又は知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。</u>	20 人以内

### ○神奈川県生涯学習審議会条例（平成 4 年 3 月 31 日 条例第 9 号）

（趣旨）

**第 1 条** この条例は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）第 10 条第 4 項の規定に基づき、神奈川県生涯学習審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 12 年条例 73 号〕

(委員)

**第2条** 神奈川県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験を有する者及び神奈川県議会議員のうちから神奈川県教育委員会が委嘱する。

2 学識経験を有する者の中から委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第3条** 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項について学識経験を有する者の中から神奈川県教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第6条** 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

(会長への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月28日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

## ○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(平成二年六月二十九日号外法律第七十一号) (抜粋)

(都道府県生涯学習審議会)

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

## ○神奈川県情報公開条例

(平成 12 年 3 月 28 日条例第 26 号) (抜粋)

(会議の公開)

第25条 附属機関の会議（法令等の規定により公開することができないとされているものを除く。）は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、実施機関が公開しないことを定めたとき又は当該附属機関が公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

追加〔平成 22 年条例 30 号〕

## ○ 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

(平成7年9月5日総第187号 各課長、各関係教育機関の長あて教育長通知)

最終改正 令和4年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会・協議会等の適正な設置と円滑な運営に関し、必要な事項を定めるとともに、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「情報公開条例」という。）に規定する附属機関の会議の公開並びに附属機関の会議の資料、報告書及び議事録の公表に関する具体的な手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、調停、審査、諮問又は調査を目的として、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）に基づき設置するもの及び法律により設置が義務付けられ設置するものをいう。

2 この要綱において、「懇話会・協議会等」とは、有識者等の意見を聴取し、又は、有識者等との意見交換を行うために、法律又は条例の規定に基づかず神奈川県教育委員会教育長が要綱等により設置するものをいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲のものとする。
- (2) 附属機関の委員（以下「委員」という。）の数は、20人以内とする。ただし、委員の数が法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(附属機関の委員の任命)

第4条 委員の任命に当たっては、設置目的に応じて、県民の幅広い意見及び専門的視点からの意見の反映並びに公正性の確保等を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。
- (2) 女性の登用については、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」に、外国籍県民の登用については、「外国籍県民の懇話会委員等への登用促進指針」に、障害当事者等の登用については、「審議会等への障がい当事者等の参画促進要綱」によるものとする。
- (3) 審議等の項目が市町村に関連するものにあつては、市町村職員（首長を含む。）を委員に任命するよう努めるものとする。
- (4) 委員には、県職員及び県職員であった者を任命しないものとする。ただし、法令又は条例等（規則、告示を含む。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 委員が再任となる場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこととする。

(6) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は、4機関までとする。

(7) 必要に応じて委員の公募に努めるものとする。

2 前項第5号及び第6号の規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1) 市町村の首長、県議会議員、当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合

(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

(1) 会議の開催は、必要最小限にとどめる。

(2) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。

(3) 会議の開催後は、議事録を作成する。

なお、議事録には、当該附属機関の決定により、発言者氏名を記載し又は省略し、発言の全内容又は要約を記載するものとする。

(会議の非公開の決定)

第6条 情報公開条例第25条ただし書の規定により、附属機関が会議を公開しないことを決定する場合は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第7条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認める方法により行うものとする。

2 附属機関は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 附属機関は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合にあっては、議題名等を記載した資料の提供に代えることもできるものとする。

4 附属機関は、会議の公開に関する必要事項を規定した公開要領等を定めるものとする。

(会議開催の周知)

第8条 附属機関の庶務を担当する室課所の長（以下「所管室課所長」という。）は、当該会議を開催する日の1週間前までに、「審議会等の会議開催予定」（様式1）を県ホームページに掲載するものとする。また、他の適切な方法により県民及び報道機関に対する周知に努めるものとする。ただし、年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合のほか、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(審議結果等の公表)

第9条 所管室課所長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、翌日（閉庁日の場合はその次の日）までに「審議（会議）速報」（様式2）を、3週間を目途に「審議（会議）

結果」(様式3)を県ホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の「審議(会議)結果」(様式3)には、第5条第3号に規定する議事録を掲載することとする。ただし、会議が非公開とされた場合において、議事録を掲載することにより公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて「審議(会議)速報」(様式2)に掲載した「会議の議題及び結果」に準じた議事の概要(以下「議事概要」という。)を掲載することができるものとする。議事概要を掲載する場合は、「審議(会議)結果」(様式3)にその理由を明示するものとする。
- 3 所管室課所長は、会議が公開とされた場合には、会議資料を「審議(会議)結果」(様式3)と併せて、県ホームページに掲載するものとする。ただし、資料の掲載が困難であると認められる場合は、所管室課所において資料を保管し、県民等の求めに応じて閲覧させることにより対応できることとする。
- 4 所管室課所長は、附属機関から、審議等の内容を取りまとめた報告書等が提出された場合は、県ホームページに掲載するものとする。
- 5 第1項から前項までの方法による審議結果等の公表の期間は、会議の日の属する年度の翌年度末までとする。
- 6 所管室課所長は、附属機関を設置した場合には、名称、設置根拠及び所掌事務等を説明する資料として、速やかに「附属機関の概要」(様式4)を県ホームページに掲載するものとする。
- 7 前項で掲載した内容に変更があった場合は、速やかに内容を修正するものとする。
- 8 各様式、会議資料及び報告書等の公表に当たっては、情報公開条例第5条各号に該当する事項の取扱いに十分留意するものとし、県ホームページ等で委員の個人情報(氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等)を公表する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得るものとする。

(附属機関の設置等の見直し)

第10条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
- (5) 設置目的、所掌事務及び委員が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (6) 行政の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの

2 法令により設置が義務付けられている附属機関であって、前項各号のいずれかに該当するものについては、国に対しその改善を要請するものとする。

(懇話会・協議会等の設置)

第11条 懇話会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 懇話会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等において、設置目的、意見聴取等を行う事項及び設置期間並びに構成員の数、選任区分及び選任期間を明らかにするものとする。
- (2) 懇話会・協議会等の構成員(以下「構成員」という。)の数は、15人以内とする。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があるなど特別な事情があると認められる場合は、この限り

でない。

- (3) 懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は有識者等との意見交換の場であることから、要綱等の策定に当たっては、懇話会・協議会等の名称には、審議会、審査会及び調査会等の表現を用いないものとする。また、設置目的等には、審議、諮問、答申及び建議等の表現を用いないものとする。

(懇話会・協議会等の会議の公開)

第12条 懇話会・協議会等の会議の公開は、情報公開条例第25条の規定を準用するものとする。

(懇話会・協議会等の構成員の選任等)

第13条 構成員の選任並びに懇話会・協議会等の運営及び見直しに当たっては、第4条(第1項第7号を除く。)から第10条第1項までの規定を準用するものとする。この場合において、第4条(第1項第2号を除く。)中「委員」とあるのは「構成員」と、第9条第6項中「〔附属機関の概要〕(様式4)」とあるのは「〔懇話会・協議会等の概要〕(様式5)」と、同条第8項中「委員」とあるのは「構成員」と読み替えるものとする。

2 構成員の選任に当たっては、原則としてその一部を公募するものとする。

3 構成員の公募に当たっては、公募を行う趣旨を踏まえ、第4条第1項第5号及び第6号並びに同条第2項の規定を準用せず、次の事項に留意するものとする。

(1) 県議会議員並びに他の附属機関の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者については、選任しないものとする。

(2) 当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員の再任は、認めないものとする。ただし、案件により引き続き同一の構成員から意見聴取等を行う必要がある場合、公募を行ったが適任者を選任できなかった場合等、懇話会・協議会等の運営上やむを得ない場合を除くものとする。

4 特別職の地方公務員である委員との区分の明確化を図るため、構成員の選任に当たっては、「委嘱」及び「任命」等の公務員の身分を付与する表現を用いないものとする。

5 懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は、有識者等との意見交換の場であることから、懇話会・協議会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 構成員に意見を求める場合は、「審議」及び「諮問」等の表現を用いないものとする。

(2) 構成員から聴取した意見を取りまとめた結果については、「答申」及び「建議」等の表現を用いないものとする。

(調整)

第14条 行政課長は、附属機関及び懇話会・協議会等の設置及び運営に関し、次の事項の調整を行うものとする。

(1) 設置、廃止及び統合に関すること。

(2) 委員の任命又は構成員の選任に関すること。

(3) 委員及び構成員の名簿のとりまとめに関すること。

(実施細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関して必要な事項は、行政課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年9月5日から施行する。

(廃止)

2 この要綱の施行に伴い、附属機関等の設置及び運営の改善推進要綱（昭和62年7月20日制定）は、これを廃止する。

(経過措置)

3 第4条の適用については（第8条において準用する場合を含む。）、附属機関及び懇話会・協議会等の委員・構成員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(廃止)

2 この要綱の施行に伴い、「附属機関等の会議等の公開に関する指針」（平成14年10月9日付け教育長通知）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、施行日以後はじめて行われる任期満了に伴う構成員の選任のときから適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項第4号の県職員であった者への適用については(第13条第1項において準用する場合を含む。)、委員・構成員の次期改選期から適用するものとする。

3 第13条第3項第1号の規定については、構成員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

## ○ 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の運用について

(平成7年9月5日総第188号 総務室長通知)

平成7年11月21日改正  
平成9年3月31日改正  
平成14年10月9日改正  
平成17年4月1日改正  
平成17年12月1日改正  
平成19年7月11日改正  
平成19年12月10日改正  
平成20年4月1日改正  
平成20年12月24日改正  
平成21年4月28日改正  
平成22年6月2日改正  
平成23年5月31日改正  
平成24年6月12日改正  
平成24年7月20日改正  
平成25年4月1日改正  
平成25年5月13日改正  
平成26年4月1日改正  
平成29年4月21日改正  
平成30年8月10日改正  
平成30年12月11日改正

### 第2条（定義）関係

本条第2項の規定は、教育長が要綱等により設置した懇話会・協議会等のうち県行政の参考とするために有識者等の意見を聴取し、又は、有識者等との意見交換を行うものについて、本要綱を適用することとしたものであり、次に掲げる懇話会・協議会等については適用を除外するものとする。

- (1) 関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
- (2) 関係団体間の調整・啓発等を目的としたもの
- (3) 連絡調整を目的としたもの
- (4) 意見聴取を行う内容が専門技術的な事項に限られるもの
- (5) 表彰等の審査を目的としたもの

なお、以上のような懇話会・協議会等についても、その設置及び運営に当たっては、この要綱の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

### 第3条（附属機関の設置）関係

- 1 設置に当たっては、本条に規定する留意点のほか、次の点について考慮するものとする。
  - (1) 審議等の事項について、答申、建議等を求めるものであること。

したがって、公聴会等の活用、関係団体の意見の聴取、専門職員の育成等で対応できるものについては、それらの方法で対応すること。

(2) 他に類似した審議等の事項を所掌する附属機関が存在しないこと。

2 所掌事務を広範囲なものとするにより柔軟、迅速に対応するとともに、必要に応じ、部会、分科会を設置するなど、弾力的かつ機動的な運営を図るものとする。

3 本条第2号の規定は、円滑で効果的な運営を行うための委員数の上限を示したものであるもので、定数の定めにかかわらず附属機関の設置目的や性格等を考慮し、必要最小限の人員とする。

#### 第4条（委員の任命）関係

1 本条第1項各号の規定は、附属機関の委員の任命が適切に行われるよう、一般的な基準を明示したものである。

2 本条第1項第2号の規定は、女性委員の登用に当たっては、次の点に留意し、「審議会等の女性委員の登用計画」の達成に努めることとしたものである。

(1) 学識者委員については、登用目標の達成を目指し女性の登用に特別の配慮をする。

(2) 団体代表の委員については、団体の長等の役職に限定せず女性の登用に努める。

(3) 県民女性の立場から参加する者についての特別の枠を設定し、女性の登用に努める。

(4) 県職員が委員となっている附属機関について見直しを行い、その枠を学識者等の女性委員に充てるよう努める。

3 本条第1項第4号の規定は、附属機関の第三者機関としての性格を踏まえ、県職員及び県職員であった者の原則除外を定めたものである。「特別な事情があると認められる場合」とは、法令又は条例等に定めがある場合のほか、団体からの意見聴取が必要な場合において、県職員であった者が、団体を代表できる者として当該団体から推薦された場合や、医師、教員、警察官等の県職員又は県職員であった者の専門的もしくは技術的な知識又は経験に基づく見解を求める必要があり、他の者をもって代えることが難しい場合等を想定している。

なお、県職員であった者に関するデータは、総務局組織人材部人事課へ問い合わせるものとする。

4 本条第1項第5号の規定は、各界各層からの幅広い意見を反映するため、在任期間を制限することとしたものである。

なお、在任期間の規定にかかわらず、できるだけ再任を重ねないことが望ましい。

5 本条第1項第6号の規定は、各界各層から幅広い意見を反映するため、同一人による委員の兼職を4附属機関（懇話会・協議会等を除く。）までとするものである。

6 本条第1項第7号の規定は、県民参加の促進や新しい人材の活用の観点から、必要に応じ、公募による委員の任命に努めることとしたものである。

なお、懇話会・協議会等に関しては、第13条第2項により、原則として構成員の一部を公募により選任することとしており、同条の運用で公募に当たっての考え方等を示しているので、参考にされたい。

7 本条第2項第1号の規定は、市町村の首長、県議会議員等の公選職等（市町村の副市町村長、市町村の教育長、市町村議会議員等を含む。）及び団体を代表する者については、在任期間、兼職の制限規定を適用しないこととしたものである。

なお、「団体を代表する者」に準ずると認められる者とは、団体の代表者に限らず、副代表、理事等広く解するものである。

#### 第5条（附属機関の運営）関係

- 1 会議の運営に当たって、委員の代理出席は、原則として適当ではない。ただし、当該附属機関において、次に例示する要件を備えた上で代理出席を認めることはできるものである。
  - (1) 委員の委嘱に当たり、特定の団体に、その意思を代表できる者を委員として推薦依頼し、その推薦に基づき委員を選定しており、代理出席する者も当該団体に属していること。
  - (2) 代理出席を予定する会議の議題及び検討内容が事前に通知されており、代理出席する者が、当該会議において、それに対する当該団体の意思を表明できること。
  - (3) 委員の代理出席を認める場合は、会議の成立や議決の有効性について疑義が生じないよう、定足数や代理出席する者の議決権について事前に明確になっていること。
- 2 本条第3号に規定する議事録で、発言者氏名及び発言の全内容を記載する場合、次のいずれかに該当するときは、その発言内容の一部を省略することができる。
  - (1) 複数の委員が同時に発言するなどのため発言の記録が十分に取れなかった場合
  - (2) 審議事項に関係のない発言があった場合
- 3 本条第3号に規定する発言者氏名の省略又は発言内容の要約を行う議事録若しくはその両方を行う議事録の作成は、会議を公開しない場合、審議経過等を明確で分かりやすく公表するという趣旨を満たすと判断される場合などを想定している。

なお、発言内容をどの程度要約するかについては、当該附属機関の決定によるものとする。
- 4 本条から第9条までの規定は、附属機関の部会等についても適用するものとする。ただし、当該附属機関の決定により、適用しないことができる。

#### 第6条（会議の非公開の決定）関係

- 1 年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合は、会議の開催のつど非公開の決定を行う必要はないが、状況が変化する場合は、審議内容に応じて決定するものとする。この場合、「審議会等の会議開催予定」（要綱の様式1）にその旨を記載し、事前に周知しておく。

なお、会議を公開で開催中に、非公開とすべき情報を扱う必要ができた場合は、審議の順番を組み替えて非公開とすべき情報を後に回し、傍聴者を退席させてから審議するなどの工夫をする。
- 2 判断の公正性を確保し県民に対する説明責任を果たすため、年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合は「附属機関の概要」（要綱の様式4）又は「懇話会・協議会等の概要」（要綱の様式5）に、それ以外の場合は「審議会等の会議開催予定」（要綱の様式1）に、非公開理由を記載する。
- 3 新設又は改選期に当たる場合など、最初の会議で方針を決定するまでの間は、「附属機関の概要」（要綱の様式4）又は「懇話会・協議会等の概要」（要綱の様式5）の「会議公開」欄に「未決定」と記載し、「審議会等の会議開催予定」（要綱の様式1）は作成しなくともよい。ただし、最初の会議の冒頭において公開と決定され、最初の会議から公開することが想定される場合は、「審議会等の会議開催予定」（要綱の様式1）について「傍聴の可否」

欄に「開催時に決定」と記載する。

#### 第7条（公開の方法等）関係

- 1 本条第2項の規定は、会議室の収容人数等の状況を考慮し、あらかじめ定員を定めることとしたものであり、会議公開の趣旨を踏まえ、できる限り多くの定員を確保することが望ましい。  
また、会議公開の趣旨から、傍聴希望者が定員に満たない場合は、会議開始後であっても傍聴を認めることが適当である。ただし、会議開始後の入室により、議事運営に著しい支障が生ずると判断される場合は、認めないことができるものとする。その場合には、「審議会等の会議開催予定」（要綱の様式1）にその旨を記載し、事前に周知するものとする。  
なお、報道機関用の傍聴席は別に設けることが望ましい。
- 2 報道機関用の傍聴席を別に設ける場合には、傍聴前の身元確認及び開催後の円滑な報道対応のために、受付簿を用意するなどして、記者の氏名、報道機関の名称及び連絡先等を把握しておくことが望ましい。
- 3 本条第3項に規定する会議資料を提供できない場合でも、情報公開条例第5条各号に該当する場合を除き、場所を設けるなどして、閲覧に供するものとする。なお、資料の映写等により傍聴者への資料配付に代えることもできるものとする。
- 4 本条第4項に規定する公開要領等は、別紙1を参考として各附属機関で制定するものとする。
- 5 本要綱の対象とならない懇話会・協議会等を報道機関等に公開する場合も同様に対応することが望ましい。

#### 第8条（会議開催の周知）関係

会議開催の周知は、遅くとも1週間前とするものであり、できる限り早い時期から周知するよう努めるものとする。

#### 第9条（審議結果等の公表）関係

- 1 「審議（会議）結果」（要綱の様式3）の公表予定時期は、あらかじめ「審議（会議）速報」（要綱の様式2）に記載するものとする。
- 2 本条第3項に規定する、県ホームページへの掲載が困難であると認められる場合とは、資料が著しく大量な場合や、有償で販売している図録等を会議資料として使用した場合等を想定している。  
なお、所管室課所において保管し、県民等の求めに応じて閲覧させることとした場合は、「審議（会議）結果」（要綱の様式3）の「会議資料」欄に、公表の方法を記載するものとする。
- 3 附属機関から提出された報告書等を公表する場合には、「附属機関の概要」（要綱の様式4）の「諮問・答申事項等」欄（懇話会・協議会等については、「懇話会・協議会等の概要」（要綱の様式5）の「意見を求める事項」欄）に、当該報告書等の名称を記載するものとする。

#### 第10条（附属機関の設置等の見直し）関係

- 1 本条第1項の規定は、社会環境の変化や時代ニーズに即した適切な行政運営を行うため、附属機関についても常に見直しを行うことが必要であり、そのための視点を示したものである。

設置後10年を経過した附属機関及び1年以上会議が開催されていない附属機関については、それぞれ本条第1項第2号及び第3号の規定に示す見直しの視点に基づき、設置の必要性を改めて検討するものとする。

- 2 本条第2項の規定は、法必置機関ではあるが、本県として行政上必要性に乏しいものについては、国に対しその改善を働きかけるものとし、本県としては必要最小限の措置にとどめるものとする。

#### 第11条（懇話会・協議会等の設置）関係

- 1 本条第2号の規定は、円滑で効果的な運営を行うため構成員数の上限を示したものである。
- 2 懇話会・協議会等の設置要綱等で定める設置目的については、本条第3号の規定で示した表現のほか、「調停」、「審査」及び「調査」という表現を使用する際は、附属機関と混同されないよう留意すること。
- 3 懇話会・協議会等の設置要綱等については、別紙2を参考にして、会議の実態を踏まえて作成するものとする。

#### 第12条（懇話会・協議会等の会議の公開）関係

本条は、情報公開条例第25条の規定を準用し、懇話会・協議会等の会議についても附属機関と同様に原則として公開とするものである。

なお、情報公開条例第25条の規定は次のとおりである。

第25条 附属機関の会議（法令等の規定により公開することができないとされているものを除く。）は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、実施機関が公開しないことを定めたとき又は当該附属機関が公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

#### 第13条（構成員の選任等）関係

- 1 懇話会・協議会等の構成員の選任、運営及び見直しについては、附属機関の委員と同様の基準で行うことを基本としている。ただし、県民参加の促進や新しい人材の活用の観点から、原則として構成員の一部は公募により選任することとする。
- 2 構成員の公募に当たっては、別紙3（懇話会・協議会等構成員の公募に関する事前協議調書）を行政課長へ提出するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する懇話会・協議会等で、その性質上公募になじまないと認められる場合は、公募を行わないことができる。この場合、第3号を除いては、構成員を選任する日の3か月前までに、別紙3（懇話会・協議会等構成員の公募に関する事前協議調書）により、第3号については、「附属機関等の委員等の変更についての事前協議事項」（運用の様式2）により行政課長に協議するものとする。
  - (1) 特定の個人又は団体等の利害に関する意見聴取を行う等、議事運営に著しい支障が生じる

ことが想定される場合

- (2) 意見聴取等に当たって、構成員すべてに、高度な専門知識等を有することが求められる場合
  - (3) 緊急に構成員を選任する必要が生じ、公募の手続を経ることができない場合
  - (4) その他構成員を公募することが適当でないと認められる場合
- 4 前項の規定により公募を行わなかった場合は、「懇話会・協議会等の概要」（要綱の様式5）に、その理由を記載する。
- 5 構成員の公募に当たっては、第4条第1項第4号及び本条第3項各号の規定を踏まえ、県職員、県職員であった者、県議会議員並びに附属機関の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者（当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員を含む。）については、募集の対象から除くこととし、募集案内等にその旨を明記する。
- 6 公募により選任する構成員の選考手続については、別紙4（公募構成員募集要領）及び別紙5（公募構成員選考要領）を参考にして、所要の規定を定めるものとする。
- 7 公募により選任する構成員を募集するに当たっては、県民に対する十分な周知期間を確保するとともに、募集案内を県ホームページに掲載するほか、記者発表、広報誌への掲載等効果的な方法により周知するものとする。
- 8 構成員を公募した場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公募によらずに構成員を選任することができる。
- (1) 応募者がなかった場合
  - (2) 応募者が募集定員に達せず、その不足を補うため構成員を選任しなければならない場合
  - (3) 適任者を選任できなかった場合
- 9 前項の規定により公募による構成員を選任しなかった場合は、「懇話会・協議会等の概要」（要綱の様式5）に、その理由を記載する。
- 10 複数の懇話会・協議会等における同一人の重複選任については、公募により選任された構成員を除いて、4懇話会・協議会等（附属機関を除く。）までとする。
- 11 懇話会・協議会等の構成員の就任依頼に当たっては、辞令の交付は行わず、一般文書により行うなど、特別職の公務員である附属機関の委員とは異なることに留意する必要がある。
- 12 本条第5項の規定は、構成員の選任及び懇話会・協議会等の運営に当たって、用いられやすい表現を例示したものである。

#### 第14条（調整）関係

行政課長は、次のとおり調整を行う。

- (1) 調整は事前協議により行うものとし、附属機関の委員の任命及び懇話会・協議会等の構成員の選任に当たって、委員及び構成員（以下「委員等」という。）の候補者が第4条第1項第4号ただし書及び第2項第2号並びに第13条第1項において準用する第4条第1項第4号ただし書及び第2項第2号に該当する場合には、委員の任命及び構成員の選任のための調整を委員等予定者、関係団体等と開始する前に行うこととする。ただし、事前協議に代わる会議等がある場合は、これをもって事前協議を行ったこととみなす。
- (2) 附属機関及び懇話会・協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置については、「附属

機関等の設置についての事前協議事項」(運用の様式1)により、委員の任命及び構成員の選任については、「附属機関等の委員等の変更についての事前協議事項」(運用の様式2)により調整を行うものとする。

- (3) 女性の委員等の登用については登用推進責任者が、指導助言を行うものとする。
- (4) 事前協議は、神奈川県教育委員会行政文書管理規程(平成11年神奈川県教育委員会教育長訓令第14号)第27条第1項の「事前の協議等」に該当するものとし、附属機関等の設置(要綱等の制定)又は委員等の依頼についての起案文書などの行政課への回議は省略するものとする。
- (5) 起案文書が決裁責任者により決裁されたときは、所管室課所は速やかに行政課に要綱等及び「附属機関等委員等名簿」(運用の様式3及び4)を提出するものとする。